

介護保険料の決定

固高齢福祉室介護保険担当
(TEL6384・1343 FAX6368・7348)

令和3年度分(4月から翌年3月)の介護保険料額決定通知書を6月に送付します。納付方法が特別徴収の人は、年金からの天引き、普通徴収の人は、納付書(銀行、コンビニエンスストア、スマートフォン決済)か口座振替で納付となります。今年3月16日以降に市・府民税、所得税の申告をした場合は、申告内容が介護保険料に反映されないことがあります。その場合、後日、変更通知書を送付します。

後期高齢者の医療費負担について

固国民健康保険課
(TEL6384・1241 FAX6368・7347)

後期高齢者医療被保険者証を持つ人を対象に所得の確認を行い、8月以降の医療費の負担割合などを判定します。今年度の住民税課税所得が145万円以上の人には3割負担です。令和2年中の収入が383万円未満の単身世帯と、後期高齢者医療制度対象者と70歳以上の人を含む世帯で520万円未満の場合は、申請すれば1割になります。該当する人には6月中旬に後期高齢者医療基準収入額適用申請書を送ります。6月30日(火)までに申請してください。

Jアラート情報伝達試験を実施

固危機管理室
(TEL6384・1753 FAX6337・1631)

屋外行政無線と各施設内に設置している戸別受信機、小中学校の放送設備から緊急地震速報の試験放送を流します。放送内容は市ホームページや防災行政無線自動応答ダイヤル(TEL050・3138・4211)で確認できます。▶とき6月17日(木)午前10時ごろ。

令和3年度(令和2年中所得)課税所得証明書の発行について

固税制課
(TEL6384・1243 FAX6368・7344)

市民税・府民税の徴収がすべて給与から差し引かれている人は5月11日から発行しています。それ以外の人は6月8日(火)から発行できます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送での申請か、コンビニなどでの交付サービスを利用してください。

また、マイナンバーを提示することで、公的機関への手続きに必要な課税所得証明書の提出を省略できる場合があります。詳しくは提出先に確認してください。

児童手当の更新手続き

固子育て給付課
(TEL6384・1470 FAX6368・7349)

現在受給中の人に現況届の書類を5月末に発送しました。6月末までに、なるべく郵送で提出してください。

国民健康保険料の決定通知書を送ります

固国民健康保険課
(TEL6384・1241 FAX6368・7347)

4月から1年間の保険料の決定通知書を6月中旬に送ります。令和4年3月までに10回に分けて納付してください。後期高齢者医療保険料の決定通知書は7月中旬以降に送ります。法律に基づき、世帯主が会社の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していても、世帯に国保加入者がいる場合は世帯主宛てに納付書などを送ります。

令和3年3月16日以降に市・府民税、所得税の申告をした人は、申告内容が保険料に反映されないことがあります。その場合、後日、更生決定通知書を送ります。

市パスポートセンターでも交付申請用の戸籍謄・抄本

固市パスポートセンター
(TEL6170・1456 FAX6170・1466)

市内在住の人は、吹田さんくす3番館2階(朝日町)の同センターで、パスポートの申請・受け取りができます。市内に本籍がある人は、月～金曜日のみ、申請のための戸籍謄・抄本の交付サービス(有料)も利用できます。

パスポートの申請・受け取り

◇申請=月～金曜日午前9時～午後4時30分。◇受け取り=月～金曜日午前9時～午後5時30分。土曜日午前9時～正午。

6月は市・府民税の納期です

固納税課(TEL6384・1283)、
市民税課(TEL6384・1248)、
いずれも(FAX6368・7344)

令和3年度の個人市民税・府民税の納税通知書を6月8日(火)に送ります。6月15日(火)までに届かない場合は、市民税課へ問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、課税内容などの問い合わせや納付相談はできるだけ電話を利用してください。

個人市民税・府民税の第1期分の納期限は6月30日(火)です。納付は便利で確実な口座振替(自動払込)を利用してください。

■重複納付に注意

全期前納用と期別納付用の納付書での重複納付が起きています。納付の際は必ず納付書を確認してください。また、領収証は保管してください。固納税課。

令和3年3月16日以降に市・府民税や所得税の申告をした人

申告内容が納税通知書に反映されていない場合があります。その場合、後日変更の通知書を送付します。固市民税課。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせするよ。

必ず
読んでね

来庁せずにできる手続きについて

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所への来庁が必須でない手続きについては、郵送や電子申請、電子メールなどを利用し、市役所の混雑緩和に協力をお願いします。

来庁せずにできる手続きについて詳しくは市ホームページを確認してください。



6月1日(火)、7日(月)は コンビニの証明書交付を停止

固市マイナンバーコールセンター
(TEL6318・7775 FAX6368・7346)

6月1日(火)、7日(月)はメンテナンスのため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票・印鑑登録証明書・戸籍・課税所得証明書の交付サービスが利用できません。

役立てています 事業所税・入湯税・都市計画税

固税制課(TEL6384・1244)か
資産税課(TEL6384・1245)、
いずれも(FAX6368・7344)

事業所税は教育文化施設や社会福祉施設などの整備・改善に、入湯税は消防施設の整備などに、都市計画税は下水道・街路・公園の整備などに役立てています。